

Bリーグオールスター実行委員会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、Bリーグオールスター実行委員会補助金（以下「補助金」という。）について、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）に定めがあるもののほか必要事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、B.LEAGUE ALL-STAR GAME 2025 の開催に併せてスポーツ振興、地域活性化又は大会の機運醸成を図ることを目的に B.LEAGUE ALL-STAR GAME 2025 IN FUNABASHI 実行委員会（以下「委員会」という。）が実施する B.LEAGUE ALL-STAR GAME 2025 地域イベント事業及び委員会の運営事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 報償費
- (2) 需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、電気料、ガス料、水道料及び下水道使用料に限る。）
- (3) 役務費（通信運搬費、保管料、広告料、手数料及び保険料に限る。）
- (4) 委託料
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 原材料費
- (7) 備品購入費（備品購入自体を事業の主目的とするものを除く。）

2 前項に該当する経費であっても、特定の個人や個別企業に対する給付事業及びそれに類するものに係る経費は対象外とする。ただし、事業の企画に係る経費又は試作に係る経費については、この限りでない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象事業に係る補助対象経費の総額とする。ただし、補助対象事業に係る収入がある場合は、補助対象経費の総額から当該収入の額を控除した額とする。

(交付申請)

第5条 委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助対象事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、次の各号に掲げる事項を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付決定をするものとする。

- (1) 法令等及び予算に違反していないか。
- (2) 目的及び内容が適正であるか。
- (3) 金額の算定に誤りがないか。

(交付条件)

第7条 市長は、補助金の交付決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を附すものとする。

- (1) 補助対象事業の内容又は経費の配分の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助対象経費に該当しない経費については、補助金を活用しないこと。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を附し、又は指示することができる。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金交付決定通知書（第2号様式）により委員会に通知する。

(特別事由による交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付決定後において、特別の事由が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次の各号に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

- (1) 補助対象事業に係る設置物等の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 補助対象事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 前条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(計画変更等の承認)

第10条 委員会は、補助対象事業の計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに補助対象事業変更・中止・廃止承認申請書（第3号様式）により市長の承認を受けなければならない。

(計画変更等承認の通知)

第11条 市長は、計画変更等の承認をしたときは、速やかにその決定の内容を補助対象事業変更・中止・廃止承認通知書（第4号様式）により委員会に通知する。

(実績報告)

第12条 委員会は、当該補助対象事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適

合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金交付確定通知書（第6号様式）により委員会に通知する。

（交付請求）

第14条 委員会は、前条の規定による通知を受けて補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）により市長に請求しなければならない。

（概算払）

第15条 市長は、特に必要があると認めたときは、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、概算払により交付できる額は、第8条に規定する補助金交付決定通知書に記載された補助金の交付決定額を上限とする。

2 委員会は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払交付請求書（第8号様式）により、市長に請求しなければならない。

（概算払の精算）

第16条 委員会は、前条の規定により概算払による補助金の交付を受けたときであって、かつ第13条による通知を受けたときは、補助金概算払精算書（第9号様式）により精算の手続をとるとともに、残額が生じた場合にあっては、これを返納しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第17条 市長は、委員会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている時は、期限を定めて、補助金返還命令書（第11号様式）によりその返還を命ずるものとする。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第18条 補助金の交付を受けた委員会（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による免税事業者を除く。）は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税

仕入控除税額（補助金の交付の対象となる費用に含まれる消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の額を補助金の交付の対象となる費用で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合（消費税仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、補助金消費税仕入控除税額報告書（第12号様式）により、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度の5月31日までに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

（関係書類の整備）

第19条 委員会は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後10年間整備しておかななければならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式

補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、Bリーグオールスター実行委員会補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	Bリーグオールスター実行委員会補助金
補助対象事業	名称		
	目的及び内容		
経費所要総額		円	
交付申請額		円	
着手及び完了予定年月日	(着手予定)	年	月 日
	(完了予定)	年	月 日
添付書類	1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. その他 ()		

■消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

① 補助金交付額の算定 <input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定 <input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。
② ①で「消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由 <input type="checkbox"/> 免税事業者である <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者である <input type="checkbox"/> 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える <input type="checkbox"/> その他 ()

第2号様式

補助金交付決定通知書

船橋市政指令第 号

年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、Bリーグオールスター実行委員会補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	Bリーグオールスター実行委員会補助金
補助対象事業 の名称			
交付決定額	円		
交付予定時期			
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1 補助対象事業の内容又は経費の配分の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。2 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。3 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。4 補助対象経費に該当しない経費については、補助金を活用しないこと。5 その他市長が必要と認める条件。		

(注) 上記決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取下げをすること。

第3号様式

補助対象事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名

補助対象事業を変更・中止・廃止したいので、Bリーグオールスター実行委員会補助金
 交付要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日		
指令番号	船橋市政指令 第 号		
補助年度	年度	補助金の名称	Bリーグオールスター実行委員会補助金
変更又は中止 (廃止)の理由			
(変更の場合) 補助対象事業の 内容	(変更前)		
	(変更後)		
変更又は中止 (廃止)年月日	年 月 日 (予定)		
添付書類			

第4号様式

補助対象事業変更・中止・廃止承認通知書

号

年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付で申請のあった補助対象事業変更・中止・廃止について、Bリーグオールスター実行委員会補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

指令年月日	年 月 日		
指令番号	船橋市政指令 第 号		
補助年度	年度	補助金の名称	Bリーグオールスター実行委員会補助金
変更又は中止 (廃止)の理由			
(変更の場合) 補助対象事業の 内容	(変更前)		
	(変更後)		
変更又は中止 (廃止)年月日	年 月 日 (予定)		

第5号様式

補助対象事業実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

補助対象事業を完了したので、Bリーグオールスター実行委員会補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日		
指令番号	船橋市政指令 第 号		
補助年度	年度	補助金の名称	Bリーグオールスター実行委員会補助金
着手及び完了 年月日	(着手)	年 月 日	
	(完了)	年 月 日	
交付決定額	円		
既交付額	円		
補助対象経費精算額	円		
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 その他 ()		

第6号様式

補助金交付確定通知書

船橋市政指令第 号

年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付で実績報告のあった補助対象事業について、Bリーグオールスター実行委員会補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

指令年月日	年 月 日		
指令番号	船橋市政指令 第 号		
補助年度	年度	補助金の名称	Bリーグオールスター実行委員会補助金
交付決定額	円		
補助対象経費精算額	円		
交付確定額	円		

第7号様式

補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、Bリーグオールスター実行委員会補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日		
指令番号	船橋市政指令 第 号		
補助年度	年度	補助金の名称	Bリーグオールスター実行委員会補助金
交付決定額	円		
交付確定額	円		
既交付額	円		
請求額	円		
添付書類			

第8号様式

補助金概算払交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

補助金の概算払による交付を受けたいので、Bリーグオールスター実行委員会補助金交付要綱第15条第2項の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日		
指令番号	船橋市政指令 第 号		
補助年度	年度	補助金の名称	Bリーグオールスター実行委員会補助金
交付決定額	円		
既交付額	年 月 日交付		円
今回請求額	円		
未交付額	円		
添付書類	1 補助金交付決定通知書の写し 2 補助金交付確定通知書の写し 3 その他 ()		

第9号様式

補助金概算払精算書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

概算払による交付を受けた補助金について、Bリーグオールスター実行委員会補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり精算します。

指令年月日	年 月 日		
指令番号	船橋市政指令 第 号		
補助年度	年度	補助金の名称	Bリーグオールスター実行委員会補助金
戻入（返納）額	円		
概算払額	円		
精算金額	円		
差引残額	円		
過給額	円		

第10号様式

補助金交付決定取消通知書

船橋市政指令第 号

年 月 日

様

船橋市長



補助金について、Bリーグオールスター実行委員会補助金交付要綱第17条第1項の規定により、次のとおり交付を取り消したので通知します。

指令年月日	年 月 日		
指令番号	船橋市政指令 第 号		
補助年度	年度	補助金の名称	Bリーグオールスター実行委員会補助金
取消年月日	年 月 日		
取消しの理由			
取消事業に要する経費	円		
取消しとなる補助金額	円		

第11号様式

補助金返還命令書

船橋市政指令第 号

年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付船橋市政指令第 号にて交付を取り消した補助金について、Bリーグオールスター実行委員会補助金交付要綱第17条第2項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返還方法	
指令年月日	年 月 日
指令番号	船橋市政指令 第 号
当初交付決定額	円
既交付額	円
取消処理後 交付決定額	円

第12号様式

補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

補助金の消費税仕入控除税額が確定したので、Bリーグオールスター実行委員会補助金
交付要綱第18条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日		
指令番号	船橋市政指令 第 号		
補助年度	年度	補助金の名称	Bリーグオールスター実行 委員会補助金
交付額	円		
確定申告により確定した補 助金に係る消費税及び地方 消費税に係る仕入控除税額	円		